

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和4年9月26日から全国一律で、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の医師からの届け出は、下記「**届出対象の方**」に記載の①～④に該当の方のみとなります。

診断された方全員には、医療機関から**陽性者であることを確認するチラシ**が配布され、以下のとおり対応しますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

※ 医療機関から配布されるチラシの**再発行はいたしません**ので、紛失しないように気を付けてください。

保健所等からの連絡について

届出対象の方

保健所等から連絡あり

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦

- 診断された日の翌々日までに保健所又は長野県健康観察センターから電話でご連絡します。連絡があるまで本チラシをご確認ください。
- 連絡がない場合は、健康観察センター（下記相談先）にお問い合わせください。
- 体調悪化時やお困りごとは、健康観察センターにご相談ください。

届出対象外の方

連絡なし

- 原則自宅療養となります。医療機関から渡されたチラシをご確認の上、療養を開始してください。
- 宿泊療養施設への入所をご希望の方は、医療機関で配布されたチラシをご確認ください。
- 体調悪化時など受診を希望する場合は、**診断を受けた医療機関又はかかりつけ医にご相談ください。**
- **開院時間外**など相談・受診ができない場合やその他お困りごとは、**健康観察センター（下記相談先）**にご相談ください。

自宅療養について

※右下2次元バーコードの「自宅療養される方へのお願い」も併せてご確認ください。

- 療養期間は、**発症日（症状が出た日）を0日目として7日間**になります。

例）10月1日に症状が出現した場合、10月8日までが療養期間

（症状が軽快してから24時間が経過していることも必要です。）

無症状の場合は、**検体採取日を0日目として7日間**になります。なお、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、**6日目に解除**することができます。

※ただし、**有症状の場合**は10日間、**無症状の場合**は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

- 体調の確認を行い、症状が強くなった場合や薬が必要な場合は、**診断を受けた医療機関やかかりつけ医（開院時間内）にご相談ください**。相談・受診先が無い場合は、下記相談先にお問い合わせください

※呼吸困難、意識障害、けいれん等で急を要する場合は、119番に連絡をしてください。また、連絡をする際には、新型コロナウイルス感染症陽性者である旨を必ず伝えてください。



自宅療養される方
へのお願い

体調悪化時やお困りごとの相談先

健康観察センター（8:30～20:00 土日含む） **0120-117-097**

（上記以外の時間帯）

佐久保健所 0267-63-3178

0267-63-3164（つながらない場合）

体調悪化時のご相談以外はお遠慮ください



受診・相談
センター

療養にあたってのお願い

- 療養期間中は外出せず、同居する方とは生活空間を分け、家の中でも、マスクの着用、こまめな換気、共用するトイレ等の消毒など感染対策を実施してください。
※症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合は、公共交通機関を使用しないなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最小限の短時間での外出は可能です。
- ご自身が以下の施設に勤務又は利用をしている場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症と診断された旨を施設等に連絡してください。
－ 高齢者施設、障がい者施設、医療機関（勤務のみ）
- **発生届対象外の方には保健所で療養証明書を発行できません。**
医療機関から診断時に陽性者に渡されるチラシやPCR等検査結果など、他の書類で代替可能か提出先にご確認ください。
- 災害発生時など、避難の必要を感じたら、市町村の避難所など、安全が確保できる場所にすぐに避難してください。**避難所に避難する場合は、必ず受付で自宅療養者であることを担当者にお伝えください。**また、災害が発生した場合に備え、お住いの市町村に確認するなど、あらかじめ避難先を確認してください。
- 感染可能期間中※^{1,2}に接触があった方に、以下を説明してください。（同居者は下記参照）
 - ✓ 最終接触日を0日目として7日間は、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。症状がみられたら、医療機関に事前連絡の上、受診してください。
 - ✓ また、高齢者や基礎疾患をお持ちの方との接触や、医療機関・高齢者施設等への不要不急の訪問、会食への参加を控えてください。
 - ✓ 濃厚接触※³があった場合は、最終接触日を0日目として5日間は出勤を含む外出自粛を検討してください。



同居されている方について

感染可能期間中に接触があった場合、濃厚接触者に該当しますので、健康観察と外出自粛をお願いします。

- 待機期間は、陽性者と最後に接触した日または感染対策を取り始めた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）になります。
（例）10月1日が最終接触の場合 10月6日まで。10月7日解除。）
※2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査※⁴で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です（保健所への報告は不要）。なお、出勤・登校等の可否は、職場等にご確認ください。
- 7日間が経過するまでは、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。
- 症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください。
（かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターに相談してください。）
- 生活必需品等の買い物は可能ですが、**混雑していない時間帯にマスクの着用等感染対策をした上で、短時間で済ませてください。**



※1 感染可能期間とは、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※2 接触とは、屋内外問わず一緒に行動を共にしたこと等をいいます

※3 マスクを外して1m以内15分以上会話した、車に長時間同乗した、3密の場所で一緒にいた など

※4 抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを用いること。（上記QRコード「濃厚接触者の取扱」参照）